

クリーンヒル宝満熱回収施設  
基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業  
プロポーザル提案要領書

令和4年9月

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合（以下、「本組合」という。）は、クリーンヒル宝満を今後も有効に活用していくため、日常の適正な運転管理、適切な点検整備及び的確な延命化対策と長寿命化を図るための基幹的設備改良工事とあわせて、施設運営管理のさらなる効率化を図るために長期包括運営管理事業を行う、「クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業」（以下、「本事業」という。）を実施することとした。

本提案要領書は、本事業を実施する民間事業者を選定するための公募型プロポーザルに適用されるものであり、本事業に係る民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項によるものとする。

本事業に係るプロポーザルへの参加を希望するものは、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿い、本事業の目的に合った条件で応募資料の作成等を行うものとする。

## 目 次

I. 用語の定義 .....	1
II. 事業内容 .....	3
1. 事業名 .....	3
2. 事業実施場所 .....	3
3. 事業概要 .....	3
1) 施設概要 .....	3
2) 事業期間 .....	3
3) 契約の形態 .....	3
4. 関係法令等の遵守 .....	3
5. 事業スケジュール .....	3
6. 民間事業者の業務範囲 .....	4
7. 本組合の業務範囲 .....	4
8. 事業費限度額の公表 .....	5
III. 参加条件 .....	6
1. 応募者の構成 .....	6
2. 応募者の参加資格要件 .....	6
IV. 民間事業者の募集及び選定スケジュール .....	9
1. 契約締結までの流れ .....	9
2. 契約締結までのスケジュール .....	10
V. プロポーザルに関する手続き .....	11
1. 審査委員会の設置 .....	11
2. 募集要項 .....	11
1) 募集要項の構成 .....	11
2) 募集要項に関する説明会 .....	11
3) 募集要項に関する質問の受付 .....	11
3. 参加申込手続 .....	12
4. 審査方法等 .....	12
1) 資格審査の実施 .....	12
2) 提案書の提出 .....	13
3) 提案書の確認 .....	14
4) 見積書等の提出 .....	14
5) 審査の実施 .....	14
5. 本事業の契約 .....	15
VI. その他 .....	16
1. 応募に関する留意事項 .....	16
1) 募集要項の承諾 .....	16
2) 費用負担 .....	16

3) 募集要項の使用の制限 .....	16
4) 本組合が提示する参考資料の取り扱い .....	16
5) 使用言語等 .....	16
6) 著作権 .....	16
7) 応募資料の取り扱い .....	16
8) 参加資格の喪失 .....	16
9) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更 .....	16
10) プロポーザル参加の辞退 .....	17
11) プロポーザルの中止、延期など .....	17
12) プロポーザルの無効に関する事項 .....	17
13) 優先交渉権者の失格 .....	17
14) その他 .....	17
2. その他 .....	17
1) 本組合が提示する資料及び回答書 .....	17
2) 参考資料の閲覧、本施設の視察 .....	18
3. 問い合わせ先 .....	18
別紙 閲覧資料リスト .....	別紙1

## I. 用語の定義

本提案要領書において用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	「クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業」をいう。
本施設	「クリーンヒル宝満熱回収施設」をいう。
構成市町	福岡県筑紫野市、小郡市及び佐賀県基山町をいう。
熱回収施設	クリーンヒル宝満熱回収施設建物本体及びこれに付随する建物内の処理設備含めた範囲を指す。
関連施設	本事業の対象範囲に含まれる、熱回収施設以外の施設・設備等を指す。(詳細は、要求水準書の「用語の定義」参照)
プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
処理対象物	クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業要求水準書に示す「処理対象物」をいう。
民間事業者	本組合と契約を締結し、本事業を実施する者であり、本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業に係る、優先交渉権者、工事請負事業者、運営事業者の総称をいう。
優先交渉権者	応募企業又は応募グループのうち、最優秀提案の応募者として選定された者をいう。
応募者	応募企業、応募グループの総称をいう。
応募企業	本事業に単独の企業で参加する企業をいう。
応募グループ	本事業に複数の企業で参加する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
構成員	本事業に複数の企業で参加する場合において、応募者を構成する企業をいう。
代表企業	単独の企業で参加する場合には応募企業を指す。 応募グループで参加する場合には、構成員から選出され応募手続等を行う企業をいう。
協力企業	本事業を実施する企業で事業開始後、基幹的設備改良工事又は長期包括運営管理事業について一部を、民間事業者から請負又は受託することを予定している企業をいう。
工事請負事業者	民間事業者のうち、本施設の基幹的設備改良工事を担当する企業をいう。
運営事業者	民間事業者のうち、本施設の長期包括運営管理事業を担当する企業をいう。
運営管理	本施設の長期包括運営管理事業に係る業務であり、長期包括運営管理業務委託契約書及び要求水準書に基づく業務をいう。

事業契約	本事業で締結される基本協定、工事請負契約及び長期包括運営管理業務委託契約をいう。
基本協定	本事業に関する基本的な事項について、本組合と優先交渉権者の間で締結される契約をいう。
工事請負契約	本組合と工事請負事業者との間で締結される契約をいう。
長期包括運営管理業務委託契約	本組合と運営事業者との間で締結される契約をいう。
要求水準書	「クリーンヒル宝満熱回収施設基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業 要求水準書」をいう。
募集要項	本提案要領書、様式集、優先交渉権者選定基準書、要求水準書、契約書(案)から構成され、本事業に関する要求水準、契約条件、優先交渉権者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
応募資料	本事業の応募に際して応募者が本組合に提出するものであり、提案要領書に提出書類として規定する所定様式の「参加申込書、事業計画書、見積書(事業費内訳書含む)、事業提案書」の総称をいう。
参加申込書	本事業の応募に際して応募者が本組合に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「参加申込手続き」において規定する提出書類一式をいう。
提案書	本事業の応募に際して応募者が本組合に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「審査の実施」において提出書類として規定するものうち、「基幹的設備改良工事設計図書、事業提案書、事業計画書」をいう。
見積書	本事業の応募に際して応募者が本組合に提出する応募資料の一つであり、本提案要領書の「審査の実施」において提出書類として規定するものうち、「見積書及び事業費内訳書」をいう。
審査委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案の審査を行う目的で、本組合が設置する学識経験者等で構成された「クリーンヒル宝満基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理業務プロポーザル審査委員会」をいう。

## II. 事業内容

### 1. 事業名

クリーンヒル宝満熱回収施設 基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業

### 2. 事業実施場所

福岡県筑紫野市大字原田 1389 番地

### 3. 事業概要

本事業は、本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業である。

#### 1) 施設概要

施設規模：250t/日（125t/日×2 炉）（24 時間連続運転）

処理方式：シャフト式ガス化溶融炉

#### 2) 事業期間

事業期間：基本協定締結日（令和 5 年 2 月予定）～令和 10 年 3 月 31 日

事業期間の内訳は以下のとおりである。

##### ①基幹的設備改良工事期間

工事請負契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日

##### ②長期包括運営管理事業期間

運営準備期間：長期包括運営管理業務委託契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日

運営事業期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

#### 3) 契約の形態

本組合は、基幹的設備改良工事及び長期包括運営管理事業を民間事業者に一括して行わせるために、本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を優先交渉権者と締結する。

また、本組合は基本協定に基づき、「基幹的設備改良工事に係る工事請負契約」（以下「工事請負契約」という。）を工事請負事業者と締結する。

さらに、本組合は基本協定に基づき、「長期包括運営管理事業に係る長期包括運営管理業務委託契約」（以下「長期包括運営管理業務委託契約」という。）を運営事業者と締結する。

### 4. 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

### 5. 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| (1) プロポーザル公告  | 令和 4 年 9 月 12 日            |
| (2) 優先交渉権者の決定 | 令和 5 年 1 月                 |
| (3) 契約詳細の協議   | (2) の後速やかに行う（令和 5 年 1～2 月） |
| (4) 基本協定の締結   | (3) の後速やかに行う（令和 5 年 2 月）   |

(5) 工事請負契約の仮契約	(4) の後速やかに行う (令和 5 年 2 月)
(6) 工事請負契約の締結	令和 5 年 2 月下旬
(7) 長期包括運営管理業務委託契約の締結	(4) の後速やかに行う (令和 5 年 2 月)
(8) 基幹的設備改良工事着手	(6) の後速やかに行う
(9) 長期包括運営管理事業の準備	(7) の後速やかに行う
(10) 長期包括運営管理事業の開始	令和 5 年 4 月 1 日
(11) 基幹的設備改良工事の完工及び正式引渡	令和 8 年 2 月 28 日
(12) 契約終了	令和 10 年 3 月 31 日

## 6. 民間事業者の業務範囲

### (1) 基幹的設備改良工事

- ① 工事請負事業者は、本組合と締結する工事請負契約、要求水準書等に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を行う。
- ② 工事請負事業者は、機械設備工事、土木建築工事、基幹的設備改良工事に必要な工事を行う。さらに、解体撤去工事に伴って発生する解体廃棄物等の処理・処分及びその他の関連する業務、必要となる手続、本施設の試運転及び部分引渡性能試験、引渡性能試験を行う。

### (2) 長期包括運営管理事業

- ① 運営事業者は、本組合と締結する長期包括運営管理業務委託契約、要求水準書等に基づき、本施設の運営管理を行う。
- ② 運営事業者は、運営管理に必要となる体制を組織した上で、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、安全衛生管理業務、情報管理業務、防災管理業務、その他関連業務を行う。
- ③ 運営事業者は、スラグの売却を行う。

## 7. 本組合の業務範囲

本組合が実施する主な業務の概要は、次のとおりであるが、詳細は要求水準書に示す。

### (1) 処理対象物の搬入

分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

### (2) 本事業の監視

基幹的設備改良工事において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、長期包括運営管理事業の実施状況の監視を行う。

### (3) 周辺住民及び施設見学者への対応

周辺住民及び施設見学者への対応は本組合が行う。

### (4) 工事費及び運営業務委託費の支払い

工事請負契約、長期包括運営管理業務委託契約、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合財務規則等に基づき、基幹的設備改良工事に係る工事費を工事請負事業者へ、長期包括運営管理業務委託費を運営事業者それぞれに支払う。

### (5) その他

本組合は、本施設の基幹的設備改良工事に係る二酸化炭素排出抑制事業費等補助金の申請手続等を含む行政手続、書類の作成等の対応を行う。



飛灰の資源化、メタルの売却・処分及び処理困難物の処分に当たっては本組合が当該事業者と直接契約し、必要となる経費（処理委託費、運搬費）は、本組合から当該事業者へ直接支払う。

## 8. 事業費限度額の公表

本事業の事業費限度額は以下のとおりである。

基幹的設備改良工事費：5,272,000,000円

(消費税及び地方消費税の額を含まない金額)

長期包括運営管理業務委託費：4,561,297,000円

(消費税及び地方消費税の額を含まない金額)

### III. 参加条件

プロポーザルに参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

#### 1. 応募者の構成

- (1) 応募者は、募集要項において公表する要求水準書に掲げる業務等を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。
- (2) 応募グループにあつては、構成員の中から代表企業を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業は、代表企業を兼ねること。
- (3) 応募者は、基幹的設備改良工事、長期包括運営管理事業のうち主要な業務を担当する協力企業を定めることができる。ただし、プラント部分の基幹的設備改良工事及び運営管理は、応募企業又は構成員が担当すること。
- (4) 応募者は、応募に当たり、応募企業、応募グループの場合は代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (5) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 応募企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募企業又は応募グループを構成する企業となることは認めない。
- (7) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

#### 2. 応募者の参加資格要件

##### (1) 共通の参加資格要件

応募企業又は応募グループを構成する構成員は、参加申込書の受付締切時点において下記

①～⑨に掲げる要件を全て満たすこと。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく入札制限を受けていない者であること。
- ②構成市町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者への指名停止等の措置に関する規則等による指名停止措置を受けている事業者でないこと。
- ③破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- ④法人税、消費税(地方消費税も含む。)、法人事業税、法人市県民税、固定資産税を滞納していないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者でないこと。

- ⑦前各号に掲げるもののほか、法令、規則等に違反している者でないこと。
- ⑧本事業に関する本組合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。
- ⑨審査委員会の委員と利害関係又は雇用関係のある者でないこと。

## (2) 基幹的設備改良工事を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の基幹的設備改良工事を行う企業は下記①～⑤に掲げる要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の該当する要件を満たすこととする。

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）の清掃施設工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③参加申込書の受付締切時点において、確認できる経営事項審査結果通知書の「清掃施設」の総合評定値が1000点以上であること。
- ④地方公共団体（日本国内）において下記(ア)～(イ)に掲げる条件を全て満たす一般廃棄物処理施設の建設実績または基幹的設備改良工事（環境省の交付対象事業である、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」又は「廃棄物処理施設への先進的設備導入事業」に合致する事業に限る）の実績があること。なお、応募者の会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。
- (ア)以下に掲げる項目を全て満たす施設であること。
- シャフト式ガス化熔融方式の一般廃棄物処理施設であること。
  - ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設であること。
- (イ)新設の場合、参加申込書の受付締切時点において、延べ3年以上の稼働実績を有する施設であること
- ⑤清掃施設工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

## (3) 長期包括運営管理事業を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の長期包括運営管理事業を担当する企業は、下記①～②に掲げる要件を全て満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。なお、応募者の会社の分割・合併・事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割・合併・承継が適切に行われ、かつ、分割・合併・承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明できる書類を提出すること。

- ①廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ②下記(ア)に掲げる条件を全て満たす地方公共団体(日本国内)の一般廃棄物処理施設において、参加申込書の受付締切時点で延べ3年以上の運営管理(長期包括運営管理事業、DBO事業又はPFI事業であるもの。ただし、「運転管理業務」を元請けとして受託した実績は除く。)を受託した実績を有していること。
- (ア)以下の項目を全て満たす施設であること。
- シャフト式ガス化熔融方式の施設であること。
  - ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設であること。

#### IV. 民間事業者の募集及び選定スケジュール

##### 1. 契約締結までの流れ

プロポーザル公告から契約締結に至るまでの流れは図 1 のとおりであり、公募型プロポーザルにより民間事業者を選定する。

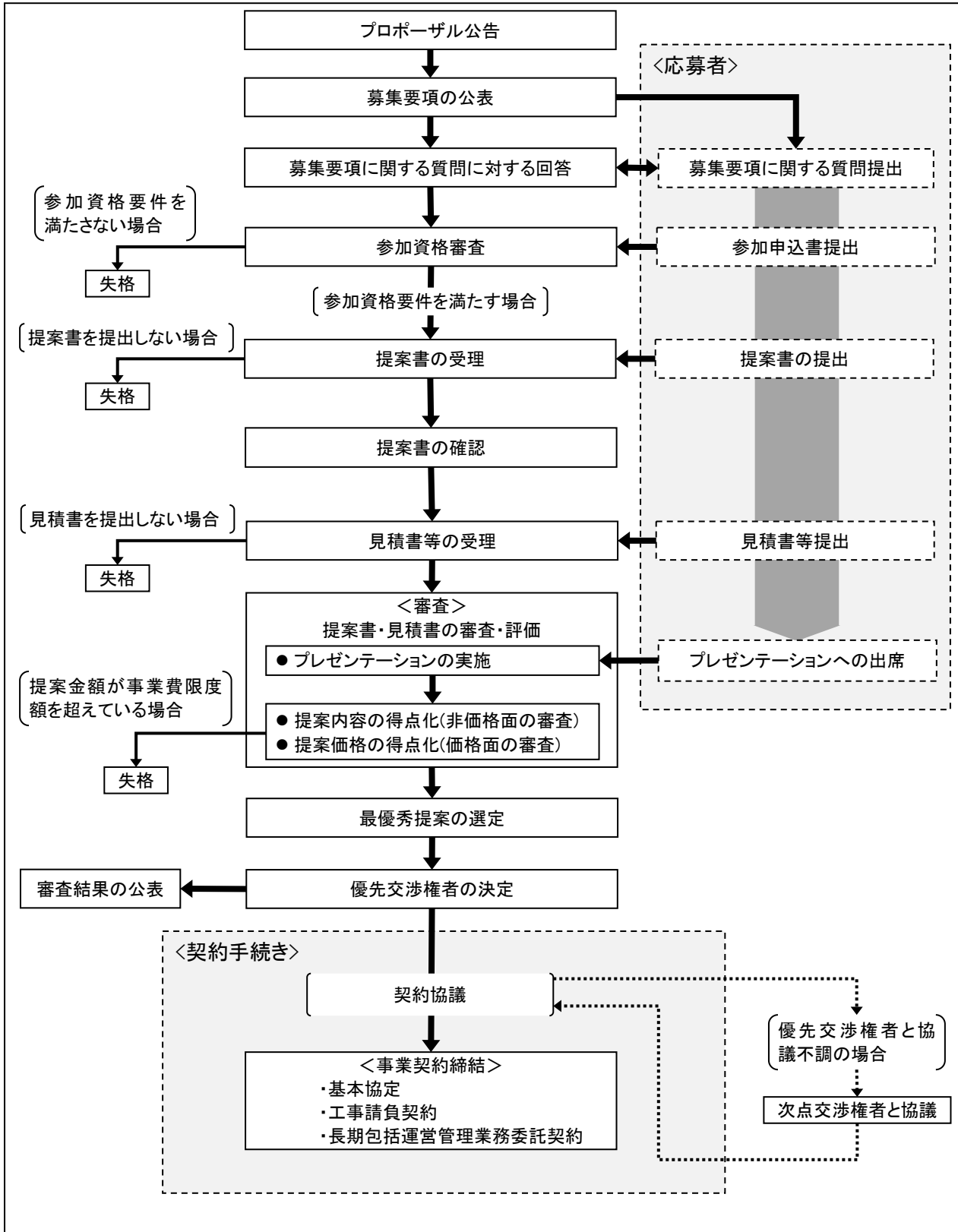


図 1 契約締結までの流れ

## 2. 契約締結までのスケジュール

プロポーザル公告から契約締結に至るまでのスケジュールは以下のとおりである。なお、スケジュールは、審査等の進捗等により変更する場合がある。

(1) プロポーザル公告	令和4年9月12日(月)
(2) 募集要項の公表	令和4年9月12日(月)
(3) 募集要項(参加申込手続き)に関する質問の受付締切	令和4年9月16日(金)
(4) 募集要項(参加申込手続き)に関する質問に対する回答	令和4年9月22日(木)
(5) 募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問の受付締切	令和4年9月26日(月)
(6) 募集要項(参加申込手続き以外の項目)に関する質問に対する回答	令和4年10月3日(月)
(7) 参加申込書の受付締切	令和4年10月4日(火)
(8) 参加資格審査結果の通知	令和4年10月11日(火)
(9) 提案書の受付締切	令和4年11月9日(水)
(10) 提案書確認	令和4年11月上旬 ~12月上旬
(11) 見積書等の受付締切	令和4年12月13日(火)
(12) 審査の実施(プレゼンテーション、提案内容及び提案価格の得点化)	令和4年12月26日(月)
(13) 最優秀提案の選定	(13)の後速やかに行う
(14) 優先交渉権者の決定通知(審査結果の通知)	令和5年1月
(15) 審査結果の公表	(14)の後速やかに行う
(16) 契約協議	(15)の後速やかに行う
(17) 基本協定の締結	令和5年2月
(18) 工事請負契約の仮契約	令和5年2月
(19) 工事請負契約の締結	令和5年2月
(20) 長期包括運営管理業務委託契約の締結	令和5年2月

## V. プロポーザルに関する手続き

### 1. 審査委員会の設置

本組合は、本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案を審査するに当たって「審査委員会」を設置している。審査委員会を構成する委員は、次のとおりである。

学識経験者	西南学院大学 経済学部 教授
	一般財団法人 日本環境衛生センター西日本支局 理事
行政	筑紫野市 環境経済部長
	小郡市 環境経済部長
	基山町 まちづくり課長
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 事務局長

### 2. 募集要項

#### 1) 募集要項の構成

募集要項は、次の①から⑤までの書類により構成される。

- ①プロポーザル提案要領書
- ②様式集
- ③優先交渉権者選定基準書
- ④要求水準書
- ⑤契約書(案)〔基本協定書(案)、工事請負契約書(案)、長期包括運営管理業務委託契約書(案)〕

#### 2) 募集要項に関する説明会

募集要項に関する説明会は実施しない。

#### 3) 募集要項に関する質問の受付

本組合は、募集要項に関する質問を次のとおり受け付ける。

##### (1) 質問方法

募集要項等に関する質問書【様式第1号】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、FAXにより提出することとし、必ず着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

##### (2) 質問書送付先

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局総務課（VI. その他 3. 問い合わせ先 に記載）

##### (3) 質問受付期限

- ①参加申込手続きについて 令和4年9月16日(金) 午後5時まで
- ②参加申込手続き以外の項目について 令和4年9月26日(月) 午後5時まで

##### (4) 質問への回答

質問を行った全ての者の質問に対する回答を次に掲げる期日に本組合ホームページにおいて公開する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招

くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

- ①参加申込手続きについて 令和4年9月22日(木)
- ②参加申込手続き以外の項目について 令和4年10月3日(月)

### 3. 参加申込手続

参加希望者は、次に定めるところにより、本プロポーザルへの参加の申し込みをすること。

#### (1) 提出書類

提出書類は正本(押印したもの)1部、副本2部を提出する。

- ①参加申込書【様式第2号】
- ②応募者の構成(役割分担)【様式第3号-1】
- ③応募者の構成(構成員の連絡先)【様式第3号-2】
- ④委任状【様式第4号】
- ⑤資格審査申請書【様式第5号】
- ⑥基幹的設備改良工事実績【様式第5号-1】
- ⑦運営管理実績【様式第5号-2】

#### (2) 提出場所

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局総務課 (VI. その他 3. 問い合わせ先 に記載)

#### (3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メールによる提出は認めない。また、書類の分割提出は認めない。

#### (4) 提出期限

令和4年10月4日(火)午後5時まで

### 4. 審査方法等

#### 1) 資格審査の実施

##### (1) 審査方法

「3. 参加申込手続」により提出された書類について、本組合が本提案要領書6ページに示す「III. 参加条件」に示した要件を全て満たしているか確認する。なお、資格審査の結果によっては、参加資格を満たす応募者を選定しない場合がある。

##### (2) 結果通知

資格審査の結果については、「3. 参加申込手続」により参加の申し込みをした全ての応募者に通知する。なお、参加資格を満たす応募者として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日間(その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)がある場合においては、当該休日等を除く)に限り、書面(様式は任意のものとする)により、その理由について本組合に説明を求めることができる。



## 2) 提案書の提出

本事業の参加資格を確認された応募者は、下記の要領により本組合に対し必要な書類を提出する。

### (1) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- ①事業計画書【様式第6号】：正本1部、副本（副本の提出部数は参加資格を確認された応募者に対してのみに別途通知する。）
- ②事業提案書【様式第7号-1】：正本1部、副本（副本の提出部数は参加資格を確認された応募者に対してのみに別途通知する。）
- ③基幹的設備改良工事設計図書【様式第7号-2】：正本1部、副本（副本の提出部数は参加資格を確認された応募者に対してのみに別途通知する。）
- ④「事業計画書【様式第6号】：Excel形式」、「事業提案書【様式第7号-1】：PDF形式で正本、副本」、「基幹的設備改良工事設計図書【様式第7号-2】：PDF形式で正本、副本」を収録したCD-ROM：2部
- ⑤上記以外の提出書類：参加資格を確認された応募者に対してのみに別途通知する。

### (2) 提出書類作成様式

#### ①事業計画書【様式第6号】

応募者の代表企業名で提示した様式を使用すること。なお、封緘の必要はない。

#### ②事業提案書【様式第7号-1】及び基幹的設備改良工事設計図書【様式第7号-2】

提示した様式を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き日本産業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、フォント(字体及び書体)については指定しない。

提出書類に、施設等の写真やイメージ図、画像等を引用する場合は、応募者の責任において使用することとし、引用元を明示すること。

副本の表紙及び内容には、様式内に別途指示がある場合を除き、応募者を直接的に特定できる記述(会社名やロゴマークなど)は行わないこととし、プロポーザル参加資格審査結果の通知に記載されているプロポーザル応募者名称を記入すること。

#### ③事業計画書【様式第6号】、事業提案書【様式第7号-1】及び基幹的設備改良工事設計図書【様式第7号-2】以外の提出書類

参加資格を確認された応募者に対してのみに別途通知する。

### (3) 提出場所

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局総務課（VI. その他 3. 問い合わせ先 に記載）

### (4) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メールによる提出は認めない。また、書類についての分割提出は認めない。

### (5) 提出期限

令和4年11月9日(水)午後5時まで

### 3) 提案書の確認

応募者より提出された提案書について、令和4年11月上旬～12月上旬にかけ、本組合において内容の確認を行う。確認を行った結果については、必要に応じて本組合から応募者に対し別途通知する。

### 4) 見積書等の提出

参加資格を確認された応募者は、下記の要領により本組合に対し必要な書類を提出する。

#### (1) 提出書類

提出書類及び提出部数は次のとおりとする。

- ① 見積書【様式第8号-1】：正本1部
- ② 事業費内訳書【様式第8号-2】：正本1部
- ③ 業務分担届出書【様式第9号】：正本1部
- ④ 「事業費内訳書【様式第8号-2】：Excel形式で正本を収録」したCD-ROM：2部

#### (2) 提出書類作成要領

##### ① 見積書【様式第8号-1】及び事業費内訳書【様式第8号-2】

応募者の代表企業名で提示した様式を使用すること。見積書及び事業費内訳書は封筒に入れ厳封したうえで封筒の表面にはプロポーザル参加資格審査結果の通知に記載されているプロポーザル応募者名称を記入すること。なお、封筒の色・サイズ、封緘方法については指定しない。

##### ② 業務分担届出書【様式第9号】

提示した様式を使用すること。

#### (3) 提出場所

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局総務課（VI. その他 3. 問い合わせ先 に記載）

#### (4) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出するものとし、いずれも、FAX又は電子メールによる提出は認めない。また、書類についての分割提出は認めない。

#### (5) 提出期限

令和4年12月13日（火）午後5時まで

### 5) 審査の実施

#### (1) 審査方法等

プレゼンテーションを令和4年12月26日（月）に開催する審査委員会において実施し、「優先交渉権者選定基準」に基づき評価する。なお、プレゼンテーションを実施する時間、場所等は、審査を受ける応募者に対し、別途通知する。

#### (2) 見積書の開封

見積書の開封日は、プレゼンテーションを行う日と同日とし、詳細はプレゼンテーションの実施方法の通知と併せて応募者に対し後日通知する。

#### (3) 最優秀提案の選定

審査委員会は、審査の結果に基づき、最高点を得た提案を最優秀提案として選定する。なお、

総合得点の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者に通知の上、プレゼンテーションを行う日と同日に当該者にくじを引かせて順位を決定する。当該者のうち、くじを引かない者があるときは、当該事務に関与しない本組合職員が代わりにくじを引き、順位を決定する。また、審査の結果によっては、最優秀提案を選定しない場合がある。

(4) 結果通知

審査の結果については、審査の応募者の全てに文書で通知するとともに、審査結果を公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 5. 本事業の契約

本組合は、「4. 審査方法等」により選定された最優秀提案の応募者を優先交渉権者として決定した上で、本事業に関する契約の締結に係る協議を行う。なお、当該協議が不調となった場合は、次点交渉権者として、審査結果において得点の高いものから順にその応募者と当該協議を行う。

## VI. その他

### 1. 応募に関する留意事項

#### 1) 募集要項の承諾

応募者は、応募資料の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

#### 2) 費用負担

応募に至るすべての手続きのうち、応募者が実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行うこととする。

#### 3) 募集要項の使用の制限

本組合から提示された募集要項は、プロポーザルへの参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

#### 4) 本組合が提示する参考資料の取り扱い

本組合が提示する参考資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。  
また、プロポーザルに係る検討の範囲内であっても、本組合の承諾を得ることなく第三者に対して内容を提示ならびに使用させてはならない。

#### 5) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとする。  
また、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)、日時は日本標準時とする。

#### 6) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本組合は応募者と協議の上、必要な範囲において応募資料の公表を行うことができることとする。

#### 7) 応募資料の取り扱い

提出された応募資料については、変更することができない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

#### 8) 参加資格の喪失

プロポーザル公告日から優先交渉権者の決定までの間に、応募者(構成員及び協力企業も含む)によって本プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められる場合は、当該行為を行った応募者の参加資格を取り消す。

#### 9) 応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更

応募企業の変更、代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。  
ただし、特段の事情が生じた場合は、本組合と代表企業にて協議を行い、変更してもなお、本提案要領書「III. 参加条件」に掲げる参加資格を満たすことを本組合が確認し、本組合が当該変更を妥当と認める場合に限って、その変更を認めるものとする。

## 10) プロポーザル参加の辞退

応募者は、次に定めるところにより、プロポーザルへの参加を随時辞退することができる。

### (1) 提出書類

提出書類は正本(押印したもの) 1部を提出する。

#### ① 辞退届【様式第 11 号】

### (2) 提出場所

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局総務課 (VI. その他 3. 問い合わせ先 に記載)

### (3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

提出書類を上記の提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出するものとし、FAX又は電子メールによる提出は認めない。

### (4) 提出期限

令和4年12月13日(火)午後5時まで ※見積書等の提出期限の日まで

## 11) プロポーザルの中止、延期など

(1) 本組合が必要と認めたときは、プロポーザルを延期、中止、又は取り消すことがある。この場合、本組合及び応募者は、各自の費用を自己負担するものとし、応募者は、本組合に対して、損害賠償請求をすることはできない。

(2) 応募者が1者であった場合でも、プロポーザルは実施する。

## 12) プロポーザルの無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、当該応募は無効とする。

(1) プロポーザルに参加する資格のない者のした応募

(2) 提案書、見積書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの

(3) 見積書記載の金額、氏名その他の事項を確認できないもの

(4) 見積書記載の金額を加除訂正したもの

(5) 見積書記載の提案金額が各事業費限度額を超えた場合

(6) その他プロポーザルの実施条件に違反したとき

## 13) 優先交渉権者の失格

優先交渉権者(複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者)が、本組合議会の議決を経て工事請負契約の本契約を締結するまでに、本組合から入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、本組合は、工事請負契約(仮契約を含む。)及び長期包括運営管理業務委託契約を締結しないこととする。

## 14) その他

募集要項に定めるもののほか、プロポーザルの実施に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知する。

## 2. その他

### 1) 本組合が提示する資料及び回答書

本組合が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するも

のとする。

## 2) 参考資料の閲覧、本施設の視察

応募者は、応募資料を作成するに当たっての参考資料として「別紙 閲覧資料リスト」に示す資料を閲覧することができる。また、本施設の視察も受け付ける。

参考資料の閲覧及び本施設の視察の申込要領、受付期間等は、次のとおりとする。

### (1) 申込要領

参考資料の閲覧、本施設の視察の申し込みはFAXにて代表企業が行うものとする。

申し込みに際しては、参考資料の閲覧希望日または視察希望日の4日前（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に「様式10 参考資料閲覧及び視察申込書」に必要事項を記入の上、本組合のFAX番号に送信し、着信を確認する。

申し込みは本組合からのFAXの返信をもって完了とする。

### (2) 申込先

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局総務課（VI. その他 3. 問い合わせ先 に記載）

### (3) 参考資料閲覧、本施設視察の受付期間

下記の受付期限内で申込要領に沿って手続きを行った上であれば、複数回に亘って参考資料閲覧、視察できる。ただし、参考資料の閲覧、視察の目的が応募資料を作成するためのものではないと本組合が判断した場合は申し込みを受付けない。

受付期限：令和4年12月13日（火）午後5時まで ※見積書等の提出期限の日まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、午前12時～午後1時までの間及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

### (4) 参考資料の閲覧に当たっての注意事項

①参考資料は閲覧のみとし、複写、写真撮影は不可（一部の資料は写真撮影可）とする。ただし、メモを取ることは認める。

②参考資料の閲覧時間は「(3) 参考資料閲覧、本施設視察の受付期間」に示す受付時間内であれば制限は設けない。

### (5) 本施設の視察に当たっての注意事項

①視察時間は(3) 参考資料閲覧、本施設視察の受付期間に示す受付時間内において2時間以内とする。

②視察は、熱回収施設の外周、関連施設の外周及び見学者通路からとする。

③施設の状況や運転操作等に関する質問は見学中に口頭にて質問してもよい。

④本組合の了解を得た上で、写真撮影も認める。

## 3. 問い合わせ先

郵便番号 818-0024

福岡県筑紫野市大字原田 1389 番地

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 事務局総務課

電話 092-926-5300

FAX 092-926-3587

電子メール houman@rapid.ocn.ne.jp

別紙 閲覧資料リスト

No.	図書・資料名	写真撮影	
		可	不可 (閲覧のみ)
<図面関係>			
1	実施設計図書（平成 18 年 6 月）		●
2	試運転報告書（建築電気・機械設備工事）		●
3	引渡性能試験報告書（平成 20 年 3 月）		●
4	竣工図（平成 20 年 3 月） 「第 1 分冊 共通設備、受入・供給設備、副資材供給設備」～「第 8 分冊 計装設備 2/2、雑設備」		●
5	竣工図（平成 20 年 3 月） 建築意匠図、外構図、造成図		●
6	竣工図 電気・機械設備図（平成 20 年 3 月）		●
7	単体機器試験成績書（平成 20 年 3 月）		●
8	予備品リスト		●
<点検・補修報告関係>			
9	熱回収施設 点検整備報告書（平成 28 年度～令和 2 年度）		●
<分析結果関係>			
10	ごみ質分析結果（平成 28 年度～令和 2 年度）		●
11	排ガス分析結果（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素）（平成 28 年度～令和 2 年度）		●
12	ダイオキシン類濃度分析結果（排ガス、スラグ、メタル、飛灰）（平成 28 年度～令和 2 年度）		●
13	重金属溶出試験結果（スラグ、メタル）（平成 28 年度～令和 2 年度）		●
14	重金属含有試験結果（スラグ、メタル）（平成 28 年度～令和 2 年度）		●
15	作業環境測定結果（平成 28 年度～令和 2 年度）		●
16	クリーンヒル宝満熱回収施設 機能検査報告書		●
17	クリーンヒル宝満熱回収施設 精密機能検査報告書		●
<その他>			
18	クリーンヒル宝満熱回収施設長寿命化総合計画（令和 3 年 3 月）	●	
19	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（筑紫野・小郡・基山清掃施設組合）（平成 30 年）	●	
20	運転月報（平成 28 年度～令和 2 年度）		●